

平成26年(行コ)第68号

次回期日 6月2日

木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求控訴事件

控訴人 小林 收 外77名

被控訴人 愛知県知事 外1名

第 3 準 備 書 面

2015(平成27)年5月7日

名古屋高等裁判所

民事第1部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 在 間 正 史

同 弁護士 高 森 裕 司

同 弁護士 濱 瀧 将 周

同 弁護士 小 島 智 史

『愛知県の水道（水道年報）』平成25年度版が平成27年4月に公表された。
2013（平成25）年度までの水需要データを加えて、第2準備書面の関係箇所
を補充する。項番号等は全て第2準備書面と同じである。

目 次

第2 事業からの撤退 新規利水の供給(1)	2
【原判決の誤りの検討】	
4 変更事業実施計画についての費用負担同意や認可の見込みについて	2
第3 新規利水の供給の必要性について 新規利水の供給(2)	4
【原判決の誤りの検討】	
1 検討① 実績から2015年には需要想定値のようにならない	4
2 検討② 実績と想定値の乖離は誤差の問題ではない	15
3 検討③ 今後の水資源計画の前提（水需要は減少し続ける）	18
第5 結論（本件費用負担金を支出することの違法）	20
1 新規利水の供給	20

第2 事業からの撤退 新規利水の供給(1)

【原判決の誤りの検討】

4 変更事業実施計画についての費用負担同意や認可の見込みについて

(2)(イ) 愛知県が事業から撤退した場合の名古屋市の対応

(a) 上記のように、残存利水者の変更される事業についての費用負担の同意
の見込みは問題とする必要がないが、原判決は、事実の問題として、愛知
県が本件導水路事業から撤退した場合の名古屋市の対応について、正しく
認識していないと認められるので、この点について、正しい事実を指摘す
る。

原判決は、「愛知県が事業からの撤退をしたことにより、変更される事
業実施計画について、残る利水者となる名古屋市」などと述べ、愛知県が
本件導水路事業から撤退した場合、名古屋市は残存利水者として残るかの

ように述べている。

しかし、愛知県が本件導水路事業から撤退したとき、名古屋市も本件導水路事業から撤退し、本件導水路事業に残存利水者として残って参加することはない。

名古屋市の水道用水についての需要実績と愛知県需給想定調査の2015年需要想定値および供給可能量は、甲44（図2-4-1）のとおりである。

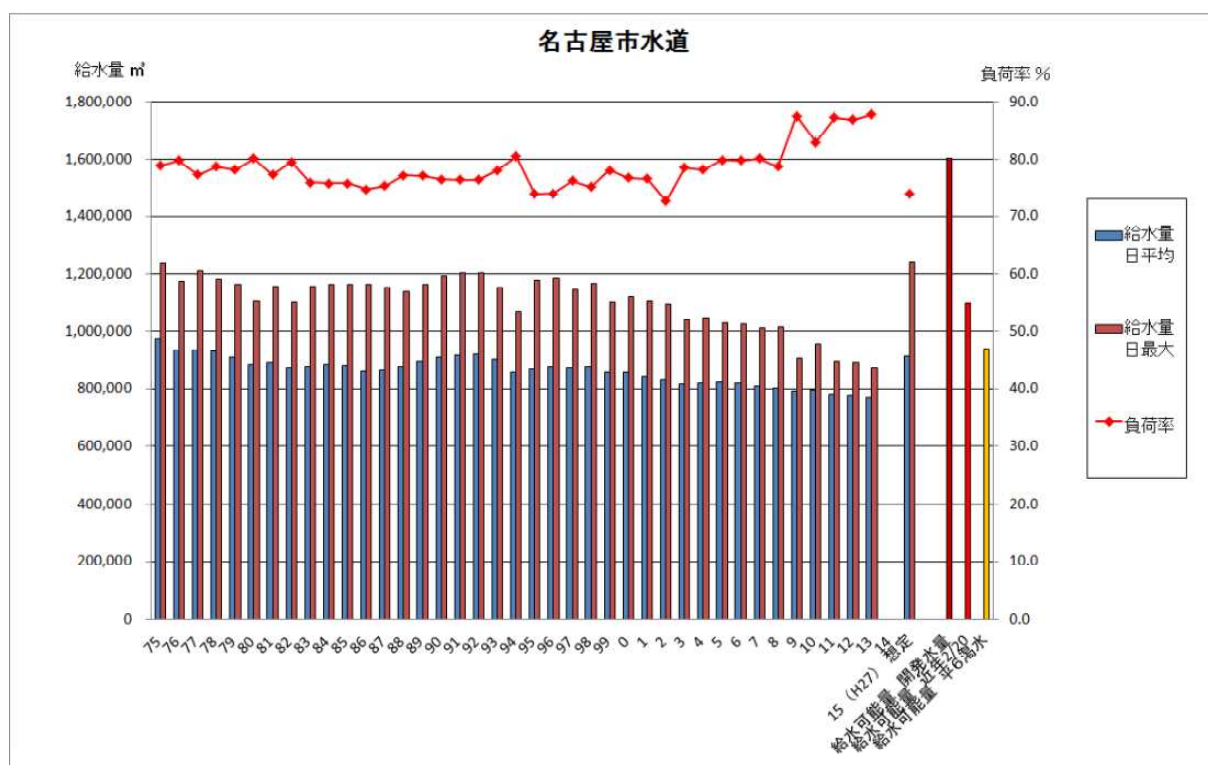


図2-4-1 名古屋市水道 需要実績と需給想定

愛知県『愛知県の水道』各年度版、『木曾川水系水資源開発計画需給想定調査調査票』2004.3、名古屋市上下水道局『経済水道委員会資料』2003.12より作成。

(注)負荷率=平均/最大

給水可能量の水源は木曾川自流、岩屋、味噌川ダムの水利権が設定されているもの。

名古屋市も本件フルプランの元となる愛知県需給想定調査（名古屋市の部分は愛知県がとりまとめたのではなく、名古屋市がとりまとめた）では、水道用水は、基準年の2000年実績（日平均給水量861.4千m³、日最大給水量1122.2千m³）が2015年想定値（日平均給水量914

千 m^3 、日最大給水量1240千 m^3)になると、愛知県と同様に、増加の想定をしていた。しかし、2000年からの実績は、図2-4-1(甲44)のように、平均給水量も最大給水量もいずれも減少しており、最新実績データでは、2012(平成24)年は、日平均給水量776.2千 m^3 、日最大給水量893.1千 m^3 、2013(平成25)年は、日平均給水量769.1千 m^3 、日最大給水量876.0千 m^3 となっている。

これに対して、供給可能量は、本件フルプランおよび愛知県需給想定調査が需給検討に用いている近年2/20供給可能量は1099.0千 m^3 /日である(岩屋ダムについては、甲24表3のように、1983年に完成してすでに30年以上が経過しているが、開発水量39.56 m^3/s のうち、水利権が設定されて利用されているのは24.37 m^3/s (62%)であり、実際の河川からの取水量はこれを前提として計算すべきであるので、これを用いた)。上記実績最大給水量は近年2/20供給可能量を大きく下回っている。観測史上最大の記録的渇水であった平6渇水(1994年)の下での供給可能量は939.0千 m^3 /日であり、実績最大給水量はこれをも下回るようになっている。

名古屋市は、愛知県と同様に、むしろ愛知県以上に、大幅な供給過剰の水余り状態となっており、徳山ダム1.0 m^3/s はもちろん長良川河口堰2.0 m^3/s も不要となっているのである。本件導水路事業等へのさらなる水源投資は財政上のマイナスの一層の累積を生むことになる。

名古屋市も、愛知県と同様に、本件導水路事業にこのまま参加し続けることは許されず、事業から撤退しなければならない状態なのである。

第3 新規利水の供給の必要性について 新規利水の供給(2)

【原判決の誤りの検討】

1 検討① 実績から2015年には需要想定値のようにならない

(2) 需要想定が実績事実に基礎づけられない

(ア) (a) はじめに

本件導水路事業によって供給される愛知用水地域の水道水の需要について、愛知県需給想定調査の2015年需要想定値(乙21p13)を20

10（平成22）年までの実績値と比較して検討したのが甲24であり、2013（平成25）年までの実績値と比較したのが甲45（図3-2-1）である。

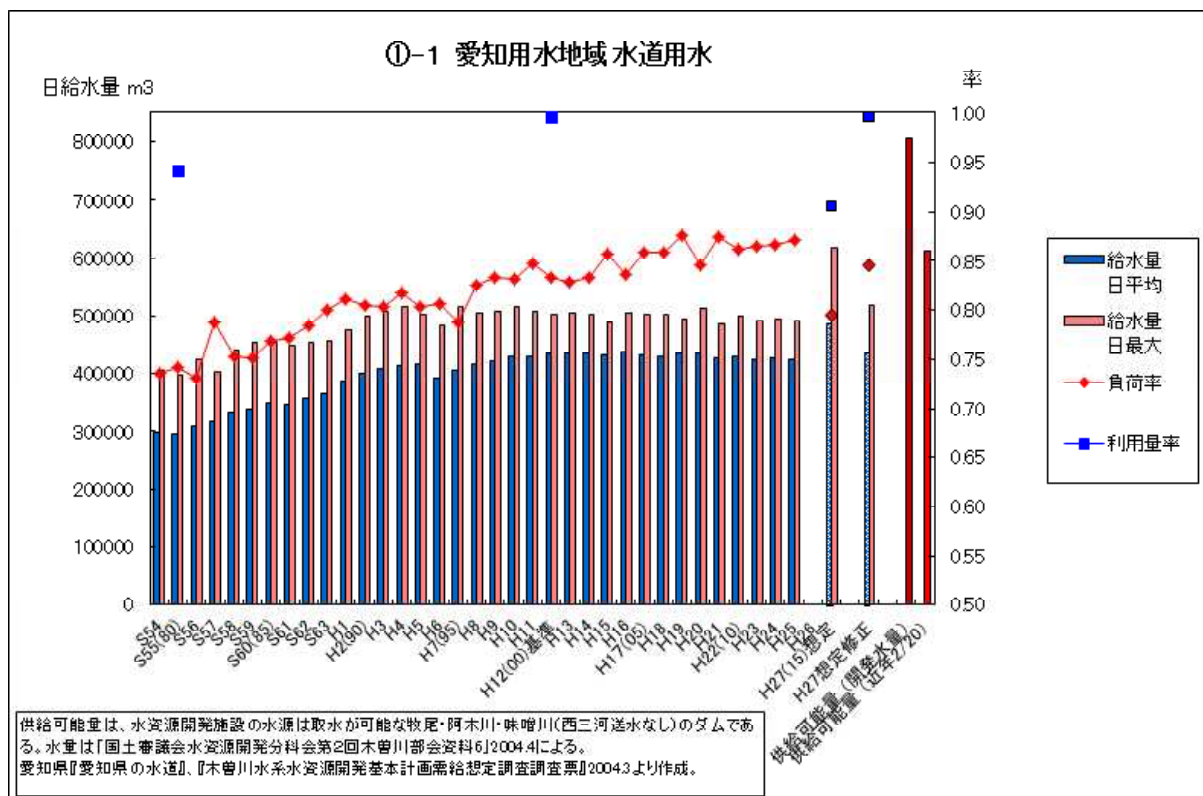


図3-2-1 愛知用水地域 水道用水 需要実績と需給想定

在間正史『木曾川水系連絡導水路事業 愛知県需給想定調査検討書 2013年度データによる図表の補充』図の①-1

愛知県需給想定調査の2015年需要想定値の最大給水量521.0千 m^3 /日、最大取水量7.88 m^3 /s、最大河川取水地点取水量8.25 m^3 /s（乙21p13⑩、甲24表2①の[想定]欄の[H27想定需要]）は、甲24表2①、図2、甲45表、図（図3-2-1）から明らかのように、2013年までの実績の傾向とは連続性が認められず、実績事実と乖離しており、実績事実に基礎づけられていない。

上記最大取水量・河川取水地点取水量は、1日最大給水量から換算しており（乙21p15）、1日最大給水量は、1日平均給水量と負荷率（平均水量/最大水量）から算出されているので（乙21p13⑬=⑩/⑫）、以下に、1日平均給水量と負荷率について検討する。

(b) 1日平均給水量

愛知県需給想定調査では、1日平均給水量は、2000年実績の436.2千 m^3 が、2015年には489.9千 m^3 に増加する(約12.3%の増加)とする(乙21p13⑩)。

しかし、1日平均給水量の実績は、甲45表・図(図3-2-1)のとおり、1992年まで増加を続けていたが、1993年以降増加傾向が鈍化し、2000年以降は横ばいになって、2005年から2013年の間において2000年を下回るようになってきているのであって、12.3%も増加するという愛知県需給想定調査の想定需要値は、実績と著しく乖離している。

愛知県需給想定調査では、1日平均給水量について、2000年実績で436.2千 m^3 のところ、2015年想定値を489.9千 m^3 としている(乙21p13)。したがって、基準年の2000年実績は、2015年需要想定値の89%、約9割である。それが2015年までの間で53.7千 m^3 増加する想定であり、2000年から年平均3.58千 m^3 増加する想定である。この想定でいけば、2010年時点では472.0千 m^3 となり2015年想定値489.9千 m^3 の96%に、2012年時点では479.2千 m^3 となり2015年想定値489.9千 m^3 の98%に、2013年時点では482.7千 m^3 となり2015年想定値489.9千 m^3 の99%に、達していなければならない。しかし、2010年の実績は430.5千 m^3 であり、2012年の実績は426.2千 m^3 、2013年の実績は425.8千 m^3 であり、2000年実績436.2千 m^3 も上回っておらず、下回っているのである(甲24表2①、甲45表)。

愛知県需給想定調査の1日平均給水量の需要想定値は、2013年までの実績事実に基づくと、実績事実と完全に乖離しているのである。

(c) 負荷率

愛知県需給想定調査では、負荷率について、2015年の想定値を0.795(79.5%)としている(乙21p13⑪)。

しかし、負荷率の実績の推移は、甲45表・図(図3-2-1)のとおり、長期的に上昇傾向にあり、1995年以前は0.8を下回る年があっ

たが、1996年以後2013年までの17年間では、2004年までは0.83を上回るようになり、2005年からは一層高くなって0.85を超えるようになり、0.86～0.88が多くなっている。

愛知県需給想定調査の負荷率想定値0.795は、このような2013年までの実績の傾向と異なり、2013年においては過小なものであって、実績事実に基礎づけられているとはいえない。

負荷率については、需要想定が実績事実と乖離する原因について検討した後記(3)(ウ)において、さらに詳しく検討する。

(d) 1日最大給水量・最大取水量

愛知県需給想定調査において、上記の1日平均給水量、負荷率の想定値を基に算出した1日最大給水量の想定値は、2000年実績の521.0千 m^3 が、2015年には616.6千 m^3 に増加する(約18.3%の増加)ことになる。

しかし、1日最大給水量の実績は、甲45表・図(図3-2-1)のとおり、1992年をピークに以後は微減から横ばいであり、2012年実績は493.2千 m^3 、2013年実績は491.3千 m^3 であって、2000年実績503.5千 m^3 から微減ないし横ばいである。1日最大給水量が2000年から2015年に約18.3%増加するとする愛知県需要想定が、2013年までの実績事実によって、実績と乖離しており、2015年に想定値にはならないことは明らかである。

前提となる1日平均給水量や負荷率の想定値が実績事実と乖離している以上、それを基に算出される1日最大給水量の想定値が実績事実と乖離するのは当然であり、そこから換算される最大取水量もまた然りである。

(e) 小括

以上のように、愛知県需給想定調査の愛知用水地域の需要想定が実績事実に基礎づけられないことは明らかである。

(イ) 被控訴人の準備書面2第3・2(2)の反論は、本件導水路事業によって供給される愛知用水地域の水道用水の需要について、控訴人が第1準備書面第3・2(3)で明らかにして述べたことについては全く反論を述べない。愛知県需給想定調査の2015年需要想定値(乙21p13)は、集積されて

いる2013（平成25）年までの実績値に基づく、1日平均水量も負荷率、したがって最大水量も、実績値（実績事実）と完全に乖離している事実については全く反論を述べず、本件フルプランの違法性判断の基準時に関する自己の主張を述べているだけである。

控訴人が上記のような反論をせざるを得ないのは、水道用水の2013年までの需要実績値に基づく、愛知県需給想定値は実績と乖離しており、2年後の愛知用水地域の水道用水の2015年の需要は愛知県需給想定値よりも相当乖離して、想定値のようにならないことが動かせない事実であることを、被控訴人も認めざるを得ないためである。

(ウ) また、被控訴人は、上記の控訴人の第1準備書面第3・2(2)で述べたことは、行政行為の違法判断は、判断者が行為者と同一の立場に立って行為者の判断に代置して判断することによってその違法性を判断するものでないという最高裁昭和52年12月20日判決等に反していると、反論している。

しかし、控訴人の第1準備書面第3・2(2)で述べたことは、本件フルプラン策定者（主務大臣は国土交通大臣）の判断に代置して判断しているものでないことは明らかである。

控訴人が述べたことは、本件フルプラン（愛知県需給想定調査）の需要想定は、2000年までの需要実績値に基づいて目標年2015年の将来値を想定していることから、愛知県需給想定調査が用いた需要項目について、想定時から目標年までに毎年集積される実績値（最新値は2013年）を想定値と比較して検証し、想定値が前提としている実績事実に基礎づけられて正しかったかそれとも基礎づけられず間違っていたか、つまり効力を維持しているかについてである。本件フルプランの需要想定値が正しければ需要実績値と整合するので、本件フルプラン（愛知県需給想定調査）の想定値を、目標年2年前の2013年までの実績値と比較して整合性があるかを検証して審査し、想定後の実績値の推移は想定したものよりも小さい値であり、想定値は実績値と相当乖離していて整合性がない事実を述べ、本件フルプラン（愛知県需給想定調査）はもはや効力を維持できないことを述べたのである。

控訴人の第1準備書面第3・2(2)で述べたことは、本件フルプラン（愛知県需給想定調査）が実績事実に合致していて実績事実に基礎づけられるか

を審査して、効力を維持しているかについてであって、本件フルプラン策定者の判断に代置して判断しているものでないことは明らかである。

需要の計画で想定した将来値が正しかったかについては、想定時から将来値の目標年までに需要値が集積されることから、集積された実績値と比較して検証することができる。想定値が実績値と整合性がなく、乖離しておれば、当該想定値は、想定時の想定方法がどのようなものであれ、いかに妥当な方法で想定したと言い立てたとしても、その想定値は間違っていたのであり、その効力を維持できない。これは将来予測が、その性質上本来的にもっているものであり、これは将来予測についてこそできる審査なのである。被控訴人は、計画策定後の日時の経過によって発生した実績事実によって結果論的に計画策定時の判断は間違っていたとっていると反論するが、将来予測が正しかったかは予測後の実績事実と整合性を有しているかによって判断するのが最も誤りのない判断方法であり、想定値が実績値と整合性がなければ想定値は間違っていたのであり、想定は効力を維持できないのである。被控訴人の反論は、このような将来予測が本来的に有する性質を見ないものであって、失当である。

(エ) 愛知県は、上記第2で述べたように、本件フルプランとは関係なく、自らの判断で本件導水路事業の新規利水の供給から撤退をすることができる。

その判断においては、愛知用水地域の愛知県需給想定調査の需要想定につき、需要想定値が2013年までの実績値と整合性がなく、それと乖離しておれば、需要想定値は実績事実に基づけられず、本件導水路による水道用水の供給は必要性が認められないので、事業から撤退しなければならない。愛知県がこれを怠ったときは、その裁量判断は事実の基礎を欠いて著しく合理性を欠くものであって違法となるのである。

被控訴人は、専ら「本件フルプランの違法性」について述べるだけで、これについて全く反論していない。

(3) 需要想定が実績事実と乖離する原因

(ア) はじめに

1日平均給水量は、1日平均有収水量と有収率から算出されており（乙2 1 p13⑩＝⑧/⑨）、1日平均有収水量は、家庭用有収水量と都市活動有収水

量と工場用水有収水量を合計したものである（乙21p13⑧=⑤+⑥+⑦）。
2000年実績でも2015年想定でも、1日平均有収水量のうち家庭用有収水量が約77%を占めており、2000年実績から2015年想定値までの増加予測分では、1日平均有収水量54.5千 m^3 のうち、家庭用有収水量42.7千 m^3 が78%を占めている（乙21p13）。また、平均給水量を負荷率で除して最大給水量が求められている（乙21p13）。

そこで、1日平均給水量の元となる1日平均有収水量の大きな部分を占める家庭用有収水量なかでもその元となっている同原単位、そして最大給水量を求めるための負荷率が主な検討課題となる。

(イ) 1日平均家庭用有収水量と同原単位

愛知県需給想定調査は、愛知用水地域において、1日平均家庭用有収水量が、2000年実績310.2千 m^3 が2015年には350.90千 m^3 に増加すると想定し、家庭用有収水量原単位が、2000年実績244.8L/人・日が2015年には251.34L/人・日に増加すると想定している（乙21p13④⑤）。

愛知県需給想定調査は、水洗便所や洗濯については節水化で使用量が減るという常識的なことが反映されている（富樫調書p14）。愛知県需給想定調査は水洗便所や洗濯の水使用量が減少すると予測しながら、家庭用有収水量原単位は増加すると予測しているのである。

愛知県需給想定調査は、愛知用水地域を含む尾張地域において、家庭用有収水量原単位が、2000年実績254.0L/人・日が2015年には260.0L/人・日に増加すると想定している（乙21p11④、甲26⑬）。だが、2010年の1人1日家庭用有収水量の実績は243.9Lであり（甲26⑬）、2000年から1人1日家庭用有収水量は増加しておらず、むしろ減少している。

また、愛知用水地域では、2000年実績でも2015年想定でも、1日平均有収水量のうち家庭用有収水量が約77%を占め、2000年実績から2015年想定値までの増加予測分では、1日平均有収水量54.5千 m^3 のうち、家庭用有収水量42.7千 m^3 が78%を占めており（乙21p13）、家庭用有収水量が1日平均有収水量の大きな部分を占めていて、家庭用有収

水量が1日平均有収水量に大きな影響を与える。2000年からの推移をみると、有収率(有効率)は2000年から2013年で殆ど変化がないのに、1人1日平均給水量は、2000年の344Lが、2010年には325Lに19L、2012年には319Lに25L、2013年には317Lに27L減少している(甲45表)。そして、愛知県内の他の地域をみても、1人1日平均給水量はほとんど同じ値、320～330L程度に収斂している((甲26⑱、富樫調書p16～17)。加えて、湧水経験のある福岡は愛知県内より低い数値になっているので、愛知県内においてもさらに下げられる余地があるといえる(富樫調書p16～18、甲26⑱)。

以上より、洗濯、トイレ等の使用水量割合が大きいものを含む上記4用途が節水化により使用量が減少すると予測しながら、家庭用有収水量原単位が増加し、1日平均有収水量(1日平均給水量)が増加すると想定するのは、明らかに2010年ないし2013年までの実績事実に反したものである。

(ウ) 負荷率

愛知県需給想定調査は、負荷率について、「昭和55から平成12年までの長期的傾向を分析すると上昇傾向にあるので、推計に利用するデータ期間は至近10カ年とする。将来値は至近10カ年の下位3カ年平均値で一定」(乙21p53)と説明する。そして、愛知県需給想定調査は、愛知用水地域の負荷率を、2000年実績0.837に対し、2015年想定値を0.795と想定する(乙21p13⑳)。この負荷率0.795は1995年頃の値である(甲24表3、甲45表)。

愛知県需給想定調査自体が「長期的傾向を分析すると上昇傾向にあるので、至近10カ年をデータ利用期間」としているのであるから、2013年においては、負荷率の2015年等の将来想定値を、2013年より10年以上前の1995年頃の値である0.795と想定することは背理である。前述のように、負荷率の実績の推移は、甲45表、図のとおり、長期的に上昇傾向にあり、1995年以前は0.8を下回る年があったが、1996年から2013年までの17年間では、2004年までは0.83を上回るようになり、2005年からは一層高くなって0.85を超えるようになって、0.86～0.88が多くなっている。

証人富樫は、負荷率が上がっている傾向は、他のどの地域でも同じ全国的傾向であるとし（富樫調書 p 19）、その原因として、日最大給水量でピークが来るのは梅雨明けの7月半ば、一斉に洗濯などをする時期であるが、そのピーク値が節水化などで下がっていることにあると述べる（富樫調書 p 19）。最大給水量が節水化のような水使用の構造的な変化から減少すれば、当然、負荷率は継続的に変化幅を小さくして上昇するものであり、構造的に下がった最大給水量が再び上がるのは特別な理由がなければ考えにくく、将来の負荷率の想定は、過去の出来るだけ近い時期の実績から想定しなければならない。

愛知県需給想定調査は、負荷率は、「長期的傾向を分析すると上昇傾向にある」と実績事実に基づいた合理的な想定をしているのであるから、2013年の時点においては、至近年最小の0.85を上回って、さらに上昇していく実績傾向に基づいて2015年等の将来想定をしなければならないのである。それからすると、愛知県需給想定調査の0.795は実績事実からかけ離れた将来想定に使用できない過小な値である。2013年の至近年の傾向は0.86を上回っているのに、0.795はそれと全く異なる過小な想定値となっており、実績事実による根拠を全く失っている。

(エ) 小括

以上のように、愛知用水地域の1日平均給水量と負荷率について、愛知県需給想定調査の想定値は、2013年までの実績の下では、いずれも実績事実と乖離して誤っている。この実績と乖離した誤ったものに基づいて算出された1日最大給水量・最大取水量が実績事実と乖離して誤っているは当然のことである。このような実績事実と乖離して誤った2015年需要想定は事実の基礎を欠いていることは明らかである。

(オ) 被控訴人の準備書面2第3・2(3)の反論は、上記の事実について全く反論をせず、反論を放棄している。それは、上記事実を認めざるを得ないということであり、反論をせず沈黙をすることによって論点を希薄化して、関心を逸らせようとしているものである。

控訴人が上記(ア～エ)で第1準備書面の内容を述べたのは、そのような論点の希薄化を許さないためである。

(4) 現在供給水源で供給可能で新規利水の必要性がない

(ア) 西三河暫定送水の必要性がないこと

愛知県需給想定調査によれば、愛知用水地域の水源である味噌川ダム $2.769 \text{ m}^3/\text{s}$ （近年2/20安定供給可能量 $2.33 \text{ m}^3/\text{s}$ ）のうち、 $1.756 \text{ m}^3/\text{s}$ （近年2/20安定供給可能量 $1.48 \text{ m}^3/\text{s}$ ）が西三河地域に暫定送水され、愛知用水地域の供給量は $1.013 \text{ m}^3/\text{s}$ （近年2/20安定供給可能量 $0.85 \text{ m}^3/\text{s}$ ）となっている。

しかし、西三河地域は、矢作川水系だけで需要に対する供給が可能であって、西三河暫定送水の必要性がない（甲24 p 7～9、甲45表、図）。したがって、味噌川ダム供給量は全量を愛知用水地域で使用することができる。

愛知県需給想定調査によれば、西三河暫定送水無しとして、徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年2/20安定供給可能量は河川取水地点取水量 $7.39 \text{ m}^3/\text{s}$ 、給水量 $611.8 \text{ 千m}^3/\text{日}$ である（甲24表1、表2①）。これは、愛知県需給想定調査の2015年想定需要量（最大）の河川取水地点取水量 $8.25 \text{ m}^3/\text{s}$ 、給水量 $616.6 \text{ 千m}^3/\text{日}$ を少し下回るが、この想定需要値が実績に基礎付けられない過大な誤ったものであることは既に述べたとおりである。需要想定を実績事実に基づいて適正に修正すれば、2015年想定需要量（最大）は、大きめにみても、河川取水地点取水量 $6.30 \text{ m}^3/\text{s}$ 、給水量 $517.7 \text{ 千m}^3/\text{日}$ である（甲24表2①）。上記の徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年2/20安定供給可能量はこの想定需要量を上回っている。

(イ) 2013年までの需要実績と近年2/20安定供給可能量

近年2/20安定供給可能量が需要を下回るか、つまり供給能力不足となるかについて実績事実に基づく実証性があるかどうか検証するため、最新データとして得られている2010年、2012年、2013年の1日平均給水量の実績値を基に検証する。1日平均給水量は、2010年は 430.5 千m^3 、2012年は 426.2 千m^3 、2013年は 425.4 千m^3 である（甲45表）。これに基づいて検証する。

上記のように、味噌川ダム供給量は全量を愛知用水地域で使用することができるので、愛知用水地域の徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年2/2

0 安定供給可能量は、河川取水地点取水量で $7.39 \text{ m}^3/\text{s}$ 、給水量で $611.8 \text{ 千m}^3/\text{日}$ である（甲 24 表 1、表 2 ①）。上記 1 日平均給水量の実績値から実績に基づく至近年最小の負荷率 0.848 によって求めた日最大給水量は、2010 年は 507.7 千m^3 、2012 年は 502.6 千m^3 、2013 年は 501.7 千m^3 である。したがって、徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年 2/20 安定供給可能量は需要量を上回っていて、供給不足とはならない。

さらに、実績に反して適切でないが、愛知県需要想定が仮定する負荷率と利用率を用いて検証する。愛知県需給想定調査の想定負荷率 0.795 で、2010 年 1 日平均給水量 430.5 千m^3 から 1 日最大給水量を求めると 541.5 千m^3 となり、2012 年 1 日平均給水量 426.2 千m^3 から 1 日最大給水量を求めると 536.1 千m^3 、2013 年 1 日平均給水量 425.4 千m^3 から 1 日最大給水量を求めると 535.1 千m^3 となる。また、愛知県需給想定調査の想定利用率 0.906 によって徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年 2/20 安定供給可能量（日量）を求めると、下記計算のように 556.6 千m^3 となる。

$$[\text{計算}] \quad 7.11 \text{ m}^3/\text{s} \times 86,400 \times 0.906 \div 556,600 \text{ m}^3/\text{日}$$

したがって、上記供給可能量 556.6 千m^3 は、上記最大給水量の 541.5 千m^3 （2010 年）、 536.1 千m^3 （2012 年）、 535.1 千m^3 （2013 年）を上回っており、供給不足は生じない。

以上のように、徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年 2/20 安定供給可能量は、実績事実に基づく適正な方法によった場合はもちろん、愛知県需給想定調査の実績事実と反している無理な仮定によったとしても、それは 2013 年の需要実績を上回っているのである。このように、どのような方法によっても、得られている最新の実績データの 2013 年までの実績値に基づく、徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年 2/20 安定供給可能量は需要を上回っていて供給不足は生じないのである。

(ウ) 結局、徳山ダム等の安定供給水源を除いた近年 2/20 安定供給可能量で需要に対して供給能力があることが実績事実によって実証され、供給不足になることは実証されなかった。

(エ) 現在供給水源で需要に対して供給が可能であることは、新規利水の供給の必要性あるか、それが事実に基づけられているかの判断において、最も重要な事柄である。

被控訴人の準備書面2第3・2(3)の反論は、新規利水の供給の必要性が事実に基づけられているかの判断において最も重要な事柄であるにもかかわらず、上記の事実について全く反論をせず、反論を放棄している。それは、上記事実を認めざるを得ないということであり、反論をせず沈黙をすることによって論点を希薄化して、関心を逸らせようとしているものである。

控訴人が上記(ア～(エ)で第1準備書面の内容を述べたのは、新規利水の供給の必要性が事実に基づけられているかの判断において最も重要な事柄について、論点の希薄化を許さないためである。

(5) 小括

(ア) 愛知用水地域の水道水の需要が、2000年実績6.79 m³/s（最大河川取水量）、が2015年に8.25 m³/sに増加すると想定されるので、安定供給水源として徳山ダム2.3 m³/sが必要であるというのが、愛知県需給想定調査に基づく本件フルプランにおける本件導水路事業の根拠である。

しかし、需要実績は2000年から現在（データは2013年）までの間に横ばいから減少しており、上記需要想定は根拠事実を欠いている。また、既存の供給水源で本件フルプランが需給検討の前提としている近年2/20の渇水規模年の供給可能量でも需要に対して供給可能であって、徳山ダム2.3 m³/sは必要がなく、本件フルプランと愛知県需給想定調査の水需給想定は根拠事実を欠いている。

(イ) 被控訴人の準備書面2第3・2(3)の反論は、上記の事実について全く反論をせず、反論を放棄している。それは、上記事実を認めざるを得ないということであり、反論をせず沈黙をすることによって論点を希薄化して、関心を逸らせようとしているものである。

2 検討② 実績と想定値の乖離は誤差の問題ではない

(1) 原判決は、第1準備書面第3・1で下線部分②で示したように、平成12年度から平成22年度までの水道水の実績値がこのままの傾向で推移すれば、平成27年度において需要想定値とは相当程度乖離した数値となることも予想

される、と述べた後、「しかしながら、一般に、将来の需要予測については不確実性を伴うため、想定値と実績値との間にある程度の誤差が生じることはやむを得ない」と述べている。

(2) 上記原判決に対し、控訴人は第1準備書面第3・3において、以下のように誤りを指摘した。

、愛知県需給想定調査は、2000年実績 $6.79\text{ m}^3/\text{s}$ が2015年に $8.25\text{ m}^3/\text{s}$ に増加すると想定している。このような将来値が現在値よりも増加する予想や想定のとくに生じる「誤差」は、増加量について、その程度・幅で生じるものであって、この例でいうと、増加量 $1.46\text{ m}^3/\text{s}$ についてのその増加の程度・幅に生じる問題である。

しかし、愛知用水地域の水道水の需要実績は、基準年の2000年から2013年までにおいて、一貫して、横ばいから減少であり、増加していない。

したがって、このことは、予測自体が誤っていたということであって、誤差の問題ではない。

原判決は「誤差」の使用の仕方を誤っている。

(3) これに対して、被控訴人は準備書面2第3・3において、需要想定とは、目標として設定した年度においてどの程度の水量が必要かを想定するものであり、需要想定後、その年度までの間の需要まで想定することもまたありえない、と述べる。

控訴人は、原判決が、目標年の平成27年度において需要実績値が需要想定値とは相当程度乖離した数値となることも予想されるが、一般に将来の需要予測については不確実性を伴うため、想定値と実績値との間にある程度の誤差が生じることはやむを得ない、と述べていることに対して、増加想定のとくに誤差は増加量について生じるものであって、原判決の「誤差」の使用は誤っていると指摘しているのである。

被控訴人の上記反論は、単に目標年までの需要を想定することはありえないと述べているだけで、増加想定のとくに誤差は増加量について生じるものであって、原判決の「誤差」の使用は誤っていることに対して何も反論しておらず、反論となっていない。

また、被控訴人は「需要想定とは、目標として設定した年度においてどの程

度の水量が必要かを想定するもの」と述べているが、「需要想定」とは、目標年次においてどの程度の需要になるかを想定するものであり、「目標年次にどの程度の水量が必要か」は供給の問題であって、需要の問題ではない。

そして、水道水の需要想定は、上記1のように、主要な部分を占める家庭用水が経年的な増加を想定している給水人口に家庭用水量原単位を乗じて、その他の都市活動用水量も経年的な増加要因を基にして計算されているので、原単位などが一定であれば、需要量は、基準年から目標年にかけて、想定された人口増加率に対応して経年的に連続的に増加していく想定である。また、都市活動用水も経年的に増加する想定である。この想定は、需要量が、基準年から目標年前年までは変化せず、目標年において段階的に増加する想定ではない。したがって、基準年から目標年の中間年は目標年までの増加の過程にあり、想定値が正しければ、その実績値は目標年に近づくほど想定値に近い値になっていなければならない。

(4) 被控訴人は準備書面2第3・3において、(愛知用水地域)において、想定した想定した(2015年)需要値に対して近年の(需要)実績が9割程度となっているのはまぎれもない事実であり、このことに基づき証人中根が適切な推計であると証言したことは当然のこと、反論している。

しかし、愛知県需給想定調査では、1日平均給水量について、2000年実績で436.2千 m^3 のところ、2015年想定値を489.9千 m^3 と想定している(乙21p13)。したがって、基準年の2000年実績は、もともと2015年需要想定値の89%、約9割である。

そして、2000年から2015年までの間で53.7千 m^3 増加するとしているのであり、年平均にすると3.58千 m^3 増加する想定である。この想定でいけば、2012年時点では、479.2千 m^3 (=436.2千 m^3 +3.58千 m^3 ×12年)となり2015年想定値489.9千 m^3 の98%に、2013年時点では、482.7千 m^3 (=436.2千 m^3 +3.58千 m^3 ×13年)となり2015年想定値489.9千 m^3 の99%に、なっていないなければならない。しかし、2012年の実績は426.2千 m^3 、2013年の実績は425.8千 m^3 であり、2000年実績436.2千 m^3 を上回っておらず、下回っているのである(甲45表・図)。つまり、愛知県需給想定調査では、2013年には、

本来2015年想定値の99%になっていなければならないのに、2000年実績よりも小さく、2015年想定値の87%に止まっているのである。

このようなものは、単に「想定値の9割程度となっている」のではなく、「未だに想定値の約9割（89%）であった基準年の2000年より少なく、想定値の9割以下（87%）に止まっている」というのが正しい。

愛知県需給想定調査の1日平均給水量の需要想定値は、2013年までの実績事実に基づくと、実績事実と完全に乖離しており、間違っていたのである。そして、上記のような需要の増加想定において、需要が増加するところが、基準年値も下回っているのでは、発生した需要実績値と想定値と差は誤差の問題ではなく、想定値の想定・予測が間違っていたということである。

3 検討③ 今後の水資源計画の前提（水需要は減少し続ける）

(1) 原判決

原判決は、第1準備書面第3・1で下線部分③で示したように、平成12年度から平成22年度までの水道用水の実績値がこのままの傾向で推移すれば、平成27年度において需要想定値とは相当程度乖離した数値となることも予想される、と述べながら、「水資源開発施設については、その整備に長い時間を要し、水需要が急増したとしても、その時点では整備が間に合わず、水資源開発に必要な施設が完成するまでには相当の期間を要するものであって、この間、需要増に対応した供給をすることができないという状況に陥ることになるから、水資源開発基水計画を策定するに当たっては、長期的な視野に立って将来の当該地域における社会、経済の発展等にも十分対応することができるようその見通しを立てる必要があるといわなければならない。」と述べる。

(2) 水需要は減少し続ける（長期的先行的観点）

(イ) (a) 原判決の上記(1)は、以下のように言おうとしていると考えられなくもない。

本件フルプランの基準年の平成12年度から平成22年度（現在のデータは平成24年度）までの水道用水の実績値がこのままの傾向で推移すれば、5年後（現在のデータでは3年後）の目標年である平成27年において、水道用水の需要は想定値とは相当程度乖離した数値となることが予想される。しかし、この先5年（現在のデータでは2年）の間に水需要が急

増したときは、水資源開発施設の整備は長い時間を要し、水資源開発施設が完成するまでの間に需要増に対応した供給をすることができないという状況に陥ることになるから、その見通しを立てる必要がある。

(b) しかし、これは成り立たない考えである。

愛知用水地域の水道用水の需要は、データの集積においては、本件フルプラン（愛知県需給想定調査）の基準年の2000年から2013年までで13年を経過し、目標年の2015年まで残すところ2年である。

2013年までの13年間において、甲45（図3-2-1）のように、1日平均給水量は一貫して横ばいしないし減少しており、2012年値は426.2千 m^3 、2013年値は425.8千 m^3 で、2000年値436.2千 m^3 を下回り、2年後の2015年想定値489.9千 m^3 には大きな乖離、不連続がある。また、負荷率は、一貫して80%を上回って大きくなり、特に最近の5年は86%を超えて、想定値の79.5%を大きく上回るようになっている。当然、1日最大給水量は横ばいしないし減少している。1日平均給水量の横ばいしないし減少は、その算出項目において、給水人口が増加が頭打ちないし鈍化する一方、家庭用有収水量原単位が水使用の節水化の進行によって減少しているためである。また、都市活動用水・工場用水も増加していない（甲23表5、甲26⑬）。2013年に発表された新水道ビジョンは、以上の水道用水需要の傾向を国として確認し、今後の水道用水需要の見通しとしこれを前提として水道事業を展開するものとしたものである。

したがって、2015年の目標年まで2013年からは僅かに2年であり、これまでの水道用水需要の横ばいしないし減少は、その算出項目において需要減少要因が構造的に生じているために生じているものであって、この先2年において、その構造が進行して需要が横ばいしないし減少することはあっても、急激に増加して想定値になることはありえないことである。

上記(a)のように、2013年から2015年までの2年間に、水道用水需要が急増することはありえないことであって、そのような見通し立てる必要は全くない。

第5 結論（本件費用負担金を支出することの違法）

1 新規利水の供給

(1) 本件フルプランの基礎となっている愛知県需給想定調査において、愛知用水地域の水道用水の需要が、2000年実績6.79 m³/s（最大河川取水量）が2015年に8.25 m³/sに増加すると想定されるので、安定供給水源として徳山ダム2.3 m³/sが必要であるというのが、本件導水路事業の根拠である。

しかし、第3で述べたように、需要実績は2000年から現在（データは2013年）までの間に横ばいから減少しており、上記需要想定は根拠事実を欠いている。また、既存の供給水源で本件フルプランが需給検討の前提としている近年2/20の渇水規模年の供給可能量でも需要に対して供給可能であって、徳山ダム2.3 m³/sは必要がなく、本件フルプランと愛知県需給想定調査の需給想定は根拠事実を欠いている。

(2) 第2で述べたように、愛知県は、自らの判断によって水機構に本件導水路事業からの撤退の通知（申出）をすることにより同事業からの撤退が決まるので、愛知県は流水を水道の用に供しようとする者でなくなり、「事業からの撤退をした者」（水機構法25条1項括弧書き参照）となるので、事業に参加する者が負担しなければならない水道等負担金の負担義務がなくなる。これによって、愛知県は水機構に水道等負担金を納付する義務がなくなる。

上記のように、愛知県需給想定調査による需給想定は根拠事実を欠いており著しく合理性を欠いているので、愛知県は本件導水路事業から撤退する意思表示として事業からの撤退通知（申出）をしなければならない。これは丹後土地開発公社事件最二判（イ）①の費用負担金納付義務をなくすることができる場合である。仮に、同最判（イ）②の場合であっても、事業からの撤退通知（申出）をすれば費用負担義務がなくなる蓋然性が高い特別の事情がある場合である。事業からの撤退通知（申出）をすることなく、被告企業庁長が漫然と納付することは財務会計法規上の義務違反する違法なものである。

(3) また、本件フルプランの需給想定が、需給実績事実と乖離して整合性がなく著しく合理性を欠くようになれば、本件フルプランはその効力を維持できなくなり、それに基礎づけられている本件事業実施計画もその効力を維持できなくなり、国土交通大臣と水機構はそれらを変更しなければならない。

したがって、効力を維持できない本件事業実施計画に基づく本件費用負担金（新規利水の供給）は、負担義務を負うことがないのであり、丹後土地開発公社事件最二判(ア)の財務会計行為を行う義務を負わなくなる場合であって、被告企業庁長が、水機構からのその納付請求に対して支出をすることは財務会計法上の義務違反する違法なものである。

あるいは、①公法上の法律関係に関する訴訟として費用負担義務の不存在確認請求ができるので、同最判(イ)①の費用負担義務の負わないようにすることができる権利を有しており、それを行うことなく漫然と水機構からの本件費用負担金（新規利水の供給）の納付請求に対して支出をすることは財務会計法上の義務違反する違法なものである。②また、同最判(イ)②後段の事実上の働きかけを真摯に行えば費用負担義務を負わないようにできる蓋然性が高く、費用負担義務を解消できる特別の事情があるのであり、これを行うことなく漫然と水機構からの本件費用負担金（新規利水の供給）の納付請求に対して支出をすることは財務会計法上の義務違反する違法なものである。